

令和7年度「消費税等に関するアンケート調査」

令和7年4月 全国間税会総連合会

一 アンケート調査の実施

(1) 全国間税会総連合会（以下「全間連」という。）では、国民生活の実情等を踏まえた公正な税制と円滑な税務運営を推進する観点から、毎年、税制及び税務執行に関する提言活動を行っています。

昨年は、7月末の全間連常任理事会において承認された「令和7年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）」（以下「提言書」という。）を財務省、国税庁へ提出するほか、消費者庁へ提言書を提出し「消費税の総額表示義務の適正化」について説明するとともに、自由民主党が開催した税制改正ヒアリングに提言書を提出し、主な事項について説明してきたところです。なお、例年実施されている立憲民主党によるヒアリングは中止となったため、提言書の提出のみ実施しました。

(2) 近年は、令和元年10月から消費税の軽減税率制度が、令和5年10月からはインボイス制度が実施されたことを踏まえ、これまで全間連が要望してきた事項を勘案しながら、軽減税率制度やインボイス制度に関わる事項をアンケート調査項目として実施し、より多くの会員の皆様の意見を提言書に反映することにより、提言内容の充実化等を図ることとしたところです。

このような基本的な考え方の下、昨年4月のアンケート調査では、次の事項を調査項目として実施したところです。

（令和6年4月に実施したアンケート調査項目）

○マイナンバーカードを利用した給付付き税額控除への改組について

全間連では、消費税の逆進性対策として、軽減税率に代えて、マイナンバーカードを利用した一定の低所得者を対象とする給付付き税額控除への改組を要望していますが、今後の方向性についてどのように考えますか。

（注）上記のアンケートは、「給付付き税額控除に改組すべき」と回答した者は、44.1%と最も多かったものの、「軽減税率のままでよい」又は「さらに軽減対象の範囲を拡大すべき」と回答した者も、合わせて33.4%を占めており、昨今の物価高の影響のためか、軽減税率についても一定の評価がなされた。

○インボイス制度における中小事業者等向けの経過措置のあり方について

全間連では、インボイス制度の円滑な導入のために設けられた中小事業者向けの6年間の特例措置※について、その利用状況等を検証し、恒久化への移行も含めて検討することを要望しています。

この特例措置についての今後の方向性についてどのように考えますか。

（注）上記のアンケートで「恒久化すべき」と回答した者が、37.1%と最も多かったものの、「経過措

置期間をもって廃止すべき」が 19.0%、「利用状況等が今後明らかとなってから検討すべき」が 23.0%、「分からない」が 19.0%と、評価が分かれた。

(3) また、毎年、実施しております「消費税等に関するアンケート調査」は、会員と全間連をつなぐ重要な行事の一つになっており、税制及び税務執行に関する要望事項のみならず、間税会の運営等に関する意見・要望を聴取する貴重な機会にもなっております。

(4) 以上のような状況を踏まえ、令和 7 年度においても、次に掲げる設問事項について会員の皆様の考え方をお伺いするためのアンケート調査を実施し、今後の提言活動に反映していきたいと考えておりますので、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

二 設問事項

1 アンケート調査項目について

令和元年 10 月から消費税の軽減税率制度が導入され、さらに、昨年 10 月には消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)も導入されるなど、消費税は新たな時代を迎えています。

そうした中で、本年 4 月に実施する「消費税等に関するアンケート調査」においては、これらの制度に間連する全間連の要望事項に対する今後の方向性について、会員の皆様の考え方等を把握することにより、今後の間税会活動の参考に資することとしました。

ご理解の上、アンケート調査にご協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

【アンケート調査項目】

○マイナンバー制度を利用した給付付き税額控除制度への改組について

全間連では、消費税の逆進性対策として、軽減税率制度に代えて、マイナンバー制度を利用して一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度」への改組を要望しています。今後ともこの要望を継続していくことについてどう考えますか。

○インボイス制度における中小事業者等向けの特例措置のあり方について

インボイス制度の円滑な導入のため、中小事業者向けに複数の特例措置が設けられています。このうち令和 8 年度中に廃止期限が到来するもの※があります。

これらの特例は、中小事業者にとって重要なものであるから延長すべきとの意見もありますが、どう考えますか。

※ 令和 8 年度中に廃止期限が到来する特例

- ・ 2 割特例 (免税事業者からインボイス発行事業者になった者の納付税額を売上税額の 2 割とすることができる特例) : 令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間で廃止
- ・ 8 割控除 (免税事業者等からの仕入税額相当額の 8 割を仕入税額控除できる特例) : 令和 8 年 10 月 1 日以降は 5 割控除に縮減

(注) アンケート調査項目の回答に当たっては、参考資料を参照してください。

2 上記の設問以外の税制及び税務執行に関し、また、間税会の運営などについてのご意見、ご要望などがありましたら、何でも結構ですでお聞かせください。

令和7年度「消費税等に関するアンケート調査」回答

あ な た は	イ 性 別	☐ ①男 ☐ ②女 ☐ ③無回答	ロ 年 齢	☐ ①30歳未満 ☐ ③50歳～64歳	☐ ②30歳～49歳 ☐ ④65歳以上
	ハ 主たる業種(一箇所表示)				ニ 役職等
	☐ ①製造業 ☐ ③建設業 ☐ ⑤農林水産業 ☐ ⑦飲食・サービス業		☐ ②卸・小売業 ☐ ④運輸通信業 ☐ ⑥不動産業 ☐ ⑧その他 ()		☐ ①自営業者 ☐ ②法人役員 ☐ ③企業従業員 ☐ ④その他 ()
					ホ 課税区分 ☐ ①課税事業者 ☐ ②免税事業者 ☐ ③事業者以外の方
調 査 項 目				設 問	
1 マイナンバー制度を利用した給付付き税額控除制度への改組について 全間連では、消費税の逆進性対策として、軽減税率制度に代えて、マイナンバー制度を利用して一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度」への改組を要望しています。今後ともこの要望を継続していくことについてどう考えますか。 適当と考えられる欄に「○」印を付けてください。				① 継続すべき	
				② 要望不要(軽減税率のままでよい。)	
				③ その他・ご意見	
2 インボイス制度における中小事業者等向けの特例措置のあり方について インボイス制度の円滑な導入のため、中小事業者向けに複数の特例措置が設けられています。 このうち令和8年度中に廃止期限が到来するもの※があります。 これらの特例は、中小事業者にとって重要なものであるから期限を延長すべきとの意見もありますが、どう考えますか。 適当と考えられる欄に「○」印を付けてください。 ※ 令和8年度中に廃止期限が到来する特例 ・ 2割特例 (免税事業者からインボイス発行事業者になった者の納付税額を売上税額の2割とすることができる特例): 令和8年9月30日までの日の属する課税期間で廃止 ・ 8割控除 (免税事業者等からの仕入税額相当額の8割を仕入税額控除できる特例): 令和8年10月1日以降は5割控除に縮減				① 延長すべき	
				② 期限どおりに廃止すべき	
				③ その他・ご意見	

実施要領は こちら→ 	上記質問の 参考資料は こちら→ 	全間連の税 制提言は こちら→ 
---	--	--

裏面へ続く↓

ご協力ありがとうございました。他にご意見等があれば下欄にご記入ください。

3 上記の設問以外の税制及び税務執行、又は間税会の運営などに関する意見要望等
(1) 消費税に関する事項
(1)-2 消費税に関する事項のうち特にインボイス制度についての意見等がある場合
※ 今後の全間連の提言作成の参考にするため、インボイス制度実施後の実務の状況に関し、ご意見等がありましたら記載して下さい。(例:「〇〇という場合に困っている」、「〇〇の場合があり改正して欲しい」、「慣れてきたので問題ない」等)
(2) 消費税以外の間接税に関する事項
(3) 間接税以外の税制に関する事項
(4) その他

令和7年度「消費税等に関するアンケート調査」 参 考 資 料

調査項目1 「マイナンバー制度を利用した給付付き税額控除への改組について」 の参考事項

- 全間連では、これまで、消費税の軽減税率制度は、①高額所得者ほど消費金額も高額であるため、軽減額も大きく、適正な所得再分配の施策として非効率であるのみならず、②制度を複雑化していること、③低所得者等に対し直接に便益を及ぼす給付付き税額控除制度の方が、少ない財源で効率的かつ効果的な施策となり、制度も簡素化すること、を訴えてきました。

マイナンバー制度については、社会保障制度、税制、災害対策などの必要な行政サービスの利用に用いられます。また、この制度により、所得把握の正確性が向上していけば、消費税の負担を軽減すべき低所得者や対象世帯をより迅速かつ厳密に捉えることができます。そのため、全間連では、消費税の逆進性対策として、軽減税率制度に代えて、マイナンバー制度を利用して、一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除」への改組を要望しています。

(参 考)

全間連「令和7年度税制及び執行に関する要望書(間接税関係)」

令和6年7月(抜粋)

2 消費税に関する事項

- (3) 消費税の逆進性対策について、軽減税率制度に代えて、デジタル化の進展を踏まえたマイナンバー制度を利用した新たな仕組みである「給付付き税額控除制度」への改組

〔要 旨〕

マイナンバーカードに対する政府の普及方針に鑑みれば、今後、消費税率の引上げ議論を行う際には、相次いで発生するマイナンバーカードのトラブルの改善状況や普及状況等を踏まえながら、消費税の逆進性対策については、軽減税率制度の見直しではなくて、軽減税率に代えて、デジタル化の進展を踏まえた、マイナンバー制度を利用した新たな仕組みである一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度」へ改組し、真の低所得者対策になるよう検討すべきである。

なお、「給付付き税額控除制度」へ改組することにより、消費税の税率は単一税率が可能となる。その結果、インボイス制度も不要となり、又は維持されたとしても請求書等や帳簿への記載事項の大幅な簡素化(税率別の品目・金額の区分記載や税率・税額の記載の省略)等が可能となり、制度の簡素化にも資するものと考えられる。

調査項目2「インボイス制度における中小事業者等向けの特例措置のあり方について」の参考事項

○ 令和8年度中に期限の到来する特例措置の内容

① 2割特例（インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減措置）

免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、売上税額の2割に軽減する負担軽減措置を講ずる。

② 8割控除等の特例（免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除の特例措置）

免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者（免税事業者等）からの課税仕入れにつき、

【令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間】

⇒仕入税額相当額の8割を、仕入税額控除できる。

【令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間】

⇒仕入税額相当額の5割を、仕入税額控除できる。

（参 考）

全間連「令和7年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）」

令和6年7月（抜粋）

2 消費税に関する事項

（4）仕入税額控除に関する中小事業者等への配慮措置のあり方

〔要 旨〕

令和5年度税制改正において、インボイス制度の円滑な実施を図る観点から講じられた中小事業者等の負担緩和措置等（略）については、その利用状況等を検証し、必要があると認められる場合には、恒久措置への移行も含めて、期限到来後のあり方について検討すべきである。さらに、インボイス制度導入後の実務の実態等を検証しながら、事務負担を緩和するための追加的な措置についても検討すべきである。

（理 由）

（略）

①、② 略

「平成28年消費税法改正法（所得税等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）」において免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除の特例措置が講じられていることや、令和5年度税制改正においても、インボイス制度の円滑な実施を図るため、中小事業者等の負担緩和措置が講じられた（略）さらに、今後、インボイス制度導入後の実務の実態等が明らかになってくれば、様々な実務上の課題等が散見されてくると考えられるので、それらを検証しながら、事務負担を緩和するための追加的な制度上及び運用上の措置についても検討すべきである。

（以下略）